

障がいのある人もない人も共に生きる社会を。そんな社会を実現するため、町では、「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念とし、関係機関などと協力しながら、様々な福祉施策を推進しています。

町が昨年実施した「障がい福祉に関するアンケート調査」では、町内の障がい者（回答・349人）が障がいに関する差別的な経験について、約3割の96人が「ある」と回答しています。他の自治体と比べ割合は低いものの、障がい者への差別が地域に存在しているといえます。

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重して支えあう共生社会の実現を目指し、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、まもなく2年が経過します。この法律では、行政機関や民間事業者を対象に、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いをしない」ことや、「合理的な配慮を提供する」ことなどが規定されています。

「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人に対しても、正当な理由もなくサービスなどの提供を拒否、制限したり、障がいのない人にはない条件をつけたりすることです。「合理的な配慮の提供」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつた場合に、その解決に向けた工夫や配慮を負担になり過ぎない範囲で行うことです。

誰もが笑顔になれるまちにするために、一人ひとりができるることは何か。今月号では、障がいのある人や障がい福祉に携わる人の声を紹介するとともに、「障がいへの理解と配慮」について考えます。

## ＝特集＝

# 障がいのある人もない人も 地域の中で“いきいき”と



## = 特集 =

障がいのある人もない人も  
地域の中で“いきいき”と



## 障がい者の日常生活と 家族の献身的なサポート

綿貫 修さん 文子さん

綿貫修さんは、生まれつき筋ジストロフィーという病気で、小学5年生の時から車いすの生活を送っています。

筋ジストロフィーとは、身体の筋肉が壊れやすく再生されにくいう症状をもつ疾患の総称で、国の指定難病の一つです。現在、全国の患者数は約2万5千人です。

修さんは、体が自由に動かせない中、越生小学校、越生中学校を卒業し、県立越生高校へと進学しました。通学は母文子さんが送り迎えを行っていましたが、学校では友達にも恵まれ、楽しい学校生活を送ることができました。

「学校には階段を移動するための昇降機はありましたが、『昇降機は時間がかかるから』と、友達の一人が修をおんぶして、ほかの友達は車いすを運んでくれて、周りの人にはたくさん助けられました。地元の学校を選んで良かったと思います」と文子さんが話すように、自宅には、修さんの周りをたくさんの人で囲む写真が多く飾られています。

修さんは、一日のほとんどの時間自宅のベッドの上で過ごし、日中はテレビやゲーム、音楽鑑賞

など、趣味を楽しんだり、選挙の時に直筆で投票できるよう、塗り絵や工作などをしたりして、手先を使う訓練をしています。常に人工呼吸器を使用していますが、家族やヘルパー、看護師などの支援を受けながら在宅で生活しています。

取材したこの日はリハビリの日で、昨年から担当している作業療法士の野城さんが身体のケアをします。ときに居眠りしてしまうほどリラックスしていました。

日常生活で、不便に感じることは修さんも文子さんもあまりないそうですが、「一番不安なのが移動です。通院による車の送迎もそうですが、ベッドから車いすに移動するときは、ちょっととしたサポートが欲しいときがあります。私も高齢になり、あと何年やつてあげられるかと思うと心配になりますね」(文子さん)。

毎年、夏に行く2泊3日の旅行を楽しみにしている修さん。今年も、車いすのまま乗車できるリフト付きバスを借り、家族や友達など20人以上で行く予定。ホテルも予約したと笑顔で語ってくれました。